

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日まで

2. 内 容

1 雇用環境の整備に関する事項

- ① 既存の育児・介護休業に関する規定についての周知徹底
- ② 育児休業復帰後の女性を対象にした能力向上のための取組
- ③ 所定外労働の削減のための措置の実施